

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年7月19日

大分県立工科短期大学校長 足 立 英 二

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品及び数量 実験実習用パソコン等一式賃貸借契約
- 2 納 入 期 限 令和6年9月30日（月）
- 3 納 入 場 所 大分県立工科短期大学校
- 4 契 約 期 間 令和6年10月1日から令和11年9月30日までの長期継続契約とする。

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
 - (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
 - (5) この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

三 入札参加申請の方法及び期間

大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和6年7月19日（金）午前12時から同年7月31日（水）午前12時までに
行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）様式第2号）2部を、令和6年7月31日（水）午前12時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。

提出先 大分県立工科短期大学校 学生支援班

〒871-0006 中津市大字東浜 407-27

電話 0979-23-5500

四 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和6年7月26日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

五 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を八に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

六 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- 1 使用言語 日本語
- 2 通貨 日本国通貨

七 電子入札システムの入力期間

入札金額の入力期限 令和6年8月5日（月）13時00分

八 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び期限

- 1 提出場所 大分県立工科短期大学校学生支援班
- 2 提出期限 令和6年8月5日（月）13時00分までに必着のこと。

九 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

十 入札保証金に関する事項

免除する。

十一 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 2 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

十二 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 入札に関する条件に違反したもの。
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

十三 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定しない。

十四 落札者の決定方法

- 1 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 2 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- 3 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、手続きを改めることとする。

十五 その他

その他の詳細は、入札説明書による。